

令和 8 年 2 月吉日

お客さま各位

豊橋信用金庫

「とよしん教育資金一括贈与専用口座」のお取扱いについて

平素より豊橋信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和 8 年度の税制改正大綱にて「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）を延長しない」ことが決まりました。

新規契約・追加贈与契約のお申込を希望されるお客さまの契約手続きが、令和 8 年 3 月 31 日までに完了できるよう、下記の通りご案内申し上げます。

記

1. 契約完了日

令和 8 年 3 月 31 日（火）

※上記契約完了日までにお申込書類一式を、取引店窓口にご提出していただく必要があります。

※贈与資金の預け入れ期限は、令和 8 年 3 月 31 日 15 時とし、以後の預け入れは受付できません。

2. ご留意事項

(1) すでに教育資金贈与口座を契約されているお客さまにつきましては、引き続き本非課税措置は適用されます。

(2) お申込内容や必要書類に不備があった場合は、契約手続きが完了せず本非課税措置をご利用できない可能性があります。

以上